

「五所川原市議会基本条例（案）」についての意見募集

市議会では、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会の役割を明確にすることにより、市民の付託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とした「五所川原市議会基本条例」の策定に取り組んでまいりました。

このたび、条例案がまとまりましたので、下記のとおり、皆様からの意見を募集します。

記

1 意見募集期間

平成30年9月25日（火）から平成30年10月24日（水）まで

2 案の閲覧

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) や議会事務局のほか、本庁舎、金木総合支所及び市浦総合支所の行政資料スペースでご覧いただけます。

3 意見提出の際の留意事項

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 提出方法は、郵便、FAX 又は電子メールによるものとします。
- (3) 意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。
- (4) 提出先は次のとおりです。

（郵便） 〒037-8686 五所川原市字布屋町4番地1 五所川原市議会事務局

（FAX） 0173-35-3617

（電子メール） 1804pbc@city.goshogawara.lg.jp

4 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市議会の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市議会の意見ですので、改めて考え方を公表することはしません。

担当	五所川原市議会事務局
電子メール	1804pbc@ city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2114
FAX	0173-35-3617